

産登記法第14条地図と隣接地との占有状況が相違することが、NEDOが実施した用地測量時に判明している。今後実施される土地の分筆等実施する場合は、事前に法務局へ地図訂正の申し出、土地地積更正登記の手続きを実施し、法務局へ地図訂正の申し出、土地地測量部分は、NEDO側所有当時に実施した用地測量図面を借用し、これを効率的に活用することで、コンサル等へ発注する必要がなくなり、確定測量と登記手続を併せて行なうことが有利であり、本業務は、社団法人愛媛県公共嘱託登記土地家屋調査士会と随意契約を締結している。契約金額は、490万2千114円である。3月末までに事業完了の予定である。実施調査は、横断面・縦断面としての測量および図面作成、河川供用協議に必要な河川横断測量および図面作成は、8業者による、指名競争入札を実施し、株式会社八紘設計コンサルタントが落札し、契約額は210万円である。

鬼北土地開発公社と町との予算計上について。

△入札制度の改善について
入札件数と総額、平均落札率、
町内外の落札業者割合について。

町長 地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号では、「競争入札に付することが不利と認められるとき」とあり、その事例として、①打ち切った工事の再起工のとき、中止した工事をその後の事態変更等によって、再び継続して実施するとき、②継続費を設定して、工事全体を一括して契約して、契約期間中に変更契約を締結するとき、③関連工事等を履行させるとき、④多量の物品を購入するとき、⑤契約時期を失するとき、⑥印刷物の契約で期間が接近した追加発注をするとき、⑦損害を被る恐れが明らかに認定される特殊なケースのとき等とされている。したがって、ご指摘の事業資金の迂回的実施方法という見解で、公社運営を操作したことではないので、ご理解をいただきたい。ただ、不透明感を払拭するため、今後事業規模の確定次第、再度、2つの会計の関係を明記した資料を事務局より提出させていただくので、ご理解いただきたい。

△当町における一社の年間最高契約数と最高金額について。
当町における一社の年間最高契約数と最高金額について。

町長 年間最高契約件数は、14件(2社)、最高請負額は2億3千39万1千円となつてある。

愛媛県建設業協会鬼北分会の所

属会員数と指名業者数について。
町長 所属会員は31社で、うち本町業者は17社となつており、この

追加工事を再入札にしないことについて。

17社全社を指名業者として指名している。

△入札制度の改善について。

町長 地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号では、「競争入札に付することが不利と認められるとき」とあり、その事例として、①打ち切った工事の再起工のとき、中止した工事をその後の事態変更等によって、再び継続して実施するとき、②継続費を設定して、工事全体を一括して契約して、契約期間中に変更契約を締結するとき、③関連工事等を履行させるとき、④多量の物品を購入するとき、⑤契約時期を失するとき、⑥印刷物の契約で期間が接近した追加発注をするとき、⑦損害を被る恐れが明らかに認定される特殊なケースのとき等とされている。したがって、ご指摘の事業資金の迂回的実施方法という見解で、公社運営を操作したことではないので、ご理解をいただきたい。ただ、不透明感を払拭するため、今後事業規模の確定次第、再度、2つの会計の関係を明記した資料を事務局より提出させていただくので、ご理解いただきたい。

町長 年間最高契約件数は、14件(2社)、最高請負額は2億3千39万1千円となつてある。

愛媛県建設業協会鬼北分会の所

属会員数と指名業者数について。
町長 所属会員は31社で、うち本町業者は17社となつており、この